② 保有する対象事業者に係る株式等の適切な処分の時期等を含めた事業計画等を十分に検討するとともに、投資後にはハンズオン支援を含むフォローアップを適切に実施すること。（なお、原則として対象事業活動を行う事業者が事業を主導すること。）

③ 投資事業を行う組合等に対して出資等を行う場合には、当該組合等が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは報告の徴収を行う等適切にフォローアップを行うこと。

④ 個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うことで国民に対する説明責任を果たすとともに、機構に出資する国や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

⑤ 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等を対象事業者の業績と連動させる等、対象事業活動支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う投資執行体制を整備すること。

（5）政府の関係施策等との連携

関係省庁、地方公共団体及び政府関係機関、対象事業活動に関連する官民ファンドその他関係者と相互に連携を図りつつ協力し、効率的な役割分担の下で対象事業活動の支援を行うこと。

（注）この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○国土交通省告示第千百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石風呂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第千二百二号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

香川県東かがわ市三殿

七八三番一
七八九番一
七九九番三
八一八番五
八三九番一
八三八番一
八三五番
八三二番一
八三一番一
八六〇番
八六四番二
八五八番一
八四六番一
八四六番三
八三三番
八四二番
八四一番
八四〇番一
八一一番一
八一五番一
七九三番一地先道路敷
七九三番一
六七一番
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

夜打谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県東かがわ市中山

六〇二番一　一号及び二号
六〇六番　三号から六号まで
六〇八番一地先道路敷　七号
五三五番　八号から二十号まで
五三七番　二十一号
五三四番　二十二号から二十六号まで
五三〇番　二十七号及び二十八号
五二四番　二十九号
五二五番　三十号及び三十一号
五二七番一　三十二号
五二九番　三十三号から四十三号まで
五五四番地先道路敷　四十四号
五五五番一　四十五号及び四十六号
五五五番二　四十七号
五五六番一　四十八号
五五九番二　四十九号
五五九番三地先道路敷　五十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西村西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県小豆郡小豆島町西村

字小見山　乙二七〇番一　一号及び二号
乙二三九番　三号
乙一七八番二　四号
乙二六七番二　五号及び六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大屋冨川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十三号で指定した土地の区域及び平成十四年国土交通省告示第七百六十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

香川県坂出市大屋冨町

字谷奥　二二六八番二地先道路敷　一号
二三二三三番二　二号
二三二二四番一　三号
二三一二番一　四号及び十七号
二三〇五番　十四号
二三〇四番　十五号及び十六号
二三一四番二　十八号及び十九号
二二八五番一　二十号
字谷
三〇三八番一　十一号
三〇三五番二　十二号
三〇三五番四　十三号
字平峯
三〇六七番三　五号
三〇六五番三　六号
三〇六四番二　七号
三〇六三番一一　八号
三〇六一番二　九号
三〇五八番八　十号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上土居川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千七百二十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

香川県善通寺市大麻町

字古城　九五四番一　一号
九七四番二　二号
九七一番一　三号
九七〇番地先道路敷　四号
九八四番二　五号
九八二番一　六号
九八八番　十号及び十一号
九六七番地先水路敷　十二号
九七四番一地先道路敷　十三号
九五四番一地先道路敷　十四号
字八幡上　五二三番　七号
五二一番一　八号
五二一番一二　九号
六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弓池川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県観音寺市豊浜町箕浦

字弓池　甲二一五九番五　一号
甲二一六〇番　二号
字鴨ノ谷　乙六五番三　三号
乙六六番二　四号
乙六七番　五号及び六号
乙六九番　七号
乙六三番一　八号
乙六三番二　九号
乙六三番四　十号から十二号まで
乙六五番一〇　十三号
乙六五番一　十四号
乙六五番一七　十五号